

平成28年度 社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

昨今、地域社会や家族構成のあり方が大きく変容し、社会福祉を取り巻く環境はこれまでの福祉制度の枠組みでは対応困難な新たな福祉課題へと変化し、地域コミュニティの活性化がなお一層強く求められるようになりました。

また、社会福祉法人をめぐっては、役割のあり方、制度上の位置づけなどについてさまざまな議論がなされており、社福祉法人として地域のニーズに柔軟に対応し、福祉サービス・地域における公益的な活動についてどう取り組むべきか県内全域でその動きが加速化しています。

一方、継続的な事業としては、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法を受け、第2、第3のセーフティネットとして県社協に立ち上がった自立相談支援センターと連携し当該町民に対して支援を強化するとともに、介護保険分野においても、町が昨年10月から実施している新しい総合事業の実現に向け、高齢者等が地域で安心して住み続けられる仕組みづくりに取り組んでいかねばならないなど地域住民や各関係者との分野や立場を超えた横断的な連携、協働、ネットワークがますます必要となってきています。

以上を受け、本会は、地域活動計画ともいえる「地域ふくし力向上計画」を着実に推進するとともに、様々な地域課題を解決すべく一歩でも地域福祉が前進するよう一丸となって取り組むことを基本方針とします。

II 重点項目

1. 法人運営
2. 地域福祉事業の推進
3. 相談・援助事業の推進
4. 受託事業の運営
5. 募金活動の推進
6. 在宅福祉事業の運営
7. 地域住民からのニーズ事業の実施

III 事業実施項目

1. 法人運営
 - ①法人運営の経営体制の強化を図ります
 - ・理事会の開催
 - ・役員会の開催
 - ・評議員会の開催
 - ・各種法令に基づく諸規程の整備及び改正
 - ・適正な会計処理の実施

- ・ 情報公開への適切な対応
- ・ 個人情報保護法に基づく適切な情報管理
- ・ 職員の適正配置及び将来計画の検討
- ② 会員制度の推進並びに増強を図ります
 - ・ 会員制度について周知を図り、会員の拡大
- ③ 社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への町民参加を促進する広報活動の強化を図ります。
 - ・ 社会福祉大会の開催
 - ・ 「社協だより」の発行
 - ・ ホームページによる情報提供の強化
- ④ 役員・職員の資質向上のため研修に取り組みます
 - ・ 役職員研修の開催
 - ・ 職種別職員研修会の開催
 - ・ 関係機関が開催する研修会への派遣
- ⑤ 各種関係機関・団体との連携強化を図ります
 - ・ 民生児童委員協議会、福祉協力員等福祉団体との連携強化
 - ・ 福祉団体行事への協力
 - ・ 近隣社会福祉協議会との情報交換による連携強化

2. 地域福祉事業の推進

- ① 身近な地域で福祉サービスを楽しむ地域づくりを進めます
(老人福祉活動事業)
 - ・ サロン事業（高齢者サロン）の支援と推進
 - ・ 安否確認（ほのぼの便、歳末援護事業（まごころ弁当））
 - ・ お風呂サロンの開催
 - ・ 介護者支援事業ホッとサークルの開催
 - ・ 独居高齢者支援事業ぴんの会の協働開催
 - ・ 給食サービス、安心配達事業の実施
 - ・ お楽しみ会（楽笑会）の開催
- ② 積極的に社会参加できる環境づくりに努め地域福祉事業を強化します
(福祉育成・援助活動事業)
 - ・ 元気ですたまき事業
 - ・ 委員会の運営
 - ・ あいさつ強化運動
 - ・ 元気ですたまきまつりの開催
 - ・ 元気ですたまき推進事業（オリジナル健康体操）
 - ・ あいさつウォーキングデーの設置と活動展開
 - ・ 地域福祉活動計画の策定
 - ・ 車いすの貸出事業の実施
 - ・ 集いの場創生事業（婚カツ事業含む）の実施
- ③ ボランティア活動及び福祉教育を推進します
(ボランティア活動育成事業)

イ) ボランティアを養成し、登録者の拡充と活動を支援します

- ・ボランティアセンター活動の充実
- ・ふれあい福祉サービス（ちょこっと有償ボランティア）
- ・ボランティア講座を開催し、意識の啓発、情報の提供
- ・防災・災害ボランティアの運営と災害ネットワーク支援事業の展開

ロ) 町内の全学校を福祉協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚と活動への積極的な参加促進を図ります

- ・福祉体験教室の開催
- ・福祉協力校の育成及び活動への助成
- ・児童生徒の福祉参画を促進
- ・子育てサロン

ハ) その他

- ・地域を支える勉強会

④障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、みんなの理解を深め交流の輪を広めます

(障がい児・者福祉活動事業)

- ・はっぴいサークル

3. 相談・援助事業の推進

①福祉相談機能の充実強化を図り、関係機関との連携のもとに問題解決に努めます

- ・民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員が連携した心配ごと相談

②生活福祉資金及び世帯更生資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活安定と福祉向上に努めます

③日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行います

- ・日常生活自立支援事業
- ・生活困窮者自立支援事業

4. 受託事業の運営

①高齢者福祉、青少年の育成、その他公共的活動の移動手段としたバス運行を行います

- ・研修バス運行
- ・福祉バス運行
- ・介護バス運行

②特に高齢者の外出支援のためのバス運行を行います

- ・オンデマンド方式による元気バスの運行

③各種福祉団体事業の運営を行います

- ・民生児童委員協議会の運営
- ・老人クラブ連合会、町身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、町母子寡婦福祉会、町遺族会の5団体

④ICTふるさと元気事業の運営を行います

- ・外出支援、安全見守り等の複合支援サービスの運営

5. 各種募金活動の推進

- ①日本赤十字社募金の積極的協力、地域福祉活動の財源確保に努めます
 - ・日赤募金 (5月)
- ②共同募金活動を積極的に行い、地域福祉活動の財源確保に努めます
 - ・共同募金委員会の運営
 - ・共同募金 (10月)
 - ・歳末助け合い募金 (12月)
- ③災害義援金への協力・活動を行います
 - ・チャリティ募金活動

6. 在宅福祉事業の運営

- ①介護保険サービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供を行います
 - 介護給付
 - ・居宅介護支援事業 (ケアマネージメント)
 - ・訪問介護事業 (ホームヘルプサービス)
 - ・通所介護事業 (デイサービス)
 - 予防給付
 - ・介護予防居宅介護支援事業
 - ・介護予防訪問介護事業
 - ・介護予防通所介護事業
- ②障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障害者サービスの提供を行います
 - 生活介護事業 (夢工房たまき)
 - 相談支援事業 (みらい)
 - 地域活動支援事業 (町単独事業)
 - ・移動支援事業 (ホームヘルプサービス)
 - 給付事業
 - ・居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)
- ③安全安心な移送サービスを提供します
 - ・福祉有償運送事業

7. ニーズ事業の実施

- ①地域住民の様々なニーズに対し、開拓性、創造性、即応性をもった事業を行います
 - ・シルバー人材センター事業の運営